

# 岡谷市森林整備計画変更計画書

(令和8年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 5年4月 1日  
至 令和 15年3月 31日

長野県  
岡谷市

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、岡谷市森林整備計画を変更する。  
なお、岡谷市森林整備計画の変更は、令和 8 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

## 変更理由

### I 基本的事項

#### 1 森林整備の現状と課題

記載面積の変更（P 1）

#### 2 森林整備の基本方針

記載内容の変更（P 3）

### II 森林の整備

#### 第 1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

「2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法」の記載内容の変更（P 5）

#### 第 2 造林に関する事項

標題「造林」の変更（P 8）

記載内容の変更（P 8）

##### 1 人工造林に関する指針

標題「人工造林」の変更（P 8）

「(1) 対象樹種」の記載内容の変更（P 8）

「(2) 人工造林の標準的な方法」の記載の変更（P 8）

「ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数」の記載内容の変更（P 8、9）

「イ 人工造林の標準的な方法」の記載内容の変更（P 9、10）

##### 2 天然更新に関する指針

標題「天然更新」の変更（P 10）

(2) イ 天然更新補助作業の標準的な方法の区分と記載内容の変更（P 12）

ウ その他の天然更新の方法

②更新の判定基準の記載変更

#### 第 3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

「(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢」の記載内容の変更（P 15）

#### 第 4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

1 公益的機能別森林の区域及び当該区域内における施業の方法

【別表 1】「施業の方法」の記載内容の変更（P 20）

「複層林施業を推進すべき森林」の面積変更（P 20）

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

【別表2】「施業の方法」の記載内容の変更（P22）

「複層林施業を推進すべき森林」の面積変更（P23）

「公益的機能との重複なし及び特に効率的な施業が可能な森林」の面積変更（P23）

【計画策定の経過】

1、2 記載内容（年月日）の変更（P35）

【付属資料】

岡谷市森林整備計画概要図

- ・ 凡例錯誤に伴う変更（岡谷市森林整備計画概要図⑤）
- ・ 錯誤に伴う変更（岡谷市森林整備計画概要図⑥）



## 目次

### I 基本的事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### II 森林の整備

- 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - 1 人工造林に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - 2 天然更新に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林・・・・・・・・・・ 13
  - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 第3 間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・ 15
  - 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・ 18
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・ 18
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進・・・・・・・・・・ 24
  - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・ 24
  - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・ 24
  - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 24
  - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 第6 森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・ 25
  - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 25
- 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム・・・・・・・・ 26
  - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域・・・・・・・・・・ 26
  - 3 作業路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第8	その他	29
1	林業に従事する者の養成及び確保	29
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	29
III	森林の保護	30
第1	鳥獣害の防止	30
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	30
2	その他必要な事項	30
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	31
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法等	31
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	31
3	林野火災の予防の方法	31
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	31
IV	森林の保健機能の増進	32
1	保健機能森林の区域	32
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	32
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	32
V	その他森林の整備に必要な事項	33
1	森林経営計画の作成	33
2	森林整備を通じた地域振興	33
3	森林の総合利用の推進	33
4	住民参加による森林の整備	33
5	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	33
6	その他必要な事項	34. 36
VI	参考資料	37
1	人口及び就業構造	37
2	森林資源の現状等	37、38
3	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	38

## I 基本的事項

### 1 森林整備の現状と課題

当市は、長野県のほぼ中央の諏訪湖の西岸に面し、東に下諏訪町、西に塩尻市、南に諏訪市と辰野町、北に松本市と接している。

総面積は8,510haで、標高は759.3mから1,928mの鉢伏山に及ぶ。また、市の北側の横川山地域から流れる横河川等は諏訪湖に注ぎ、市の中ほどにある釜口水門は諏訪湖唯一の排水口であり、ここより天竜川が発し、伊那谷を経て静岡県へ流れている。盆地性の地形のため極めて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、大気は乾燥して空気は清澄で特に夏の湿度が低く生活環境はさわやかで快適である。

本市の私有林面積は5,674haで林野率67%である。樹種別に見ると針葉樹が4,790haで、うちカラマツが2,902haで最も多く、アカマツが1,379ha、ヒノキ276haなどとなっており、広葉樹は705haで、ナラ類の40haなどとなっている。

また、針葉樹・広葉樹の他に178haの未立木地等がある。

私有林のうちカラマツを主体とした人工林の面積は3,799haであり、人工林率67%と県平均を大きく上回っている。人工林の齢級配置をみると12齢級から14齢級（56年生～70年生）が2,303haで、私有林の41%を占めており、森林資源として利用できる時期にあるので、積極的な間伐が必要な状況にある。

今後も、搬出間伐を主体とした森林施業の実施により均衡のとれた健全な林分を造成しこれをいかに効率的に進めるかが課題であり、個人有林については所有規模が零細で散在しているため間伐等の森林整備が遅れており、市・森林組合・林業事業者を中心とした集約化による間伐推進の取り組みが必要となっている。

このような現況の中で、森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、国土保全の確保と地域林業の質的向上に重点をおいて本市内の森林をゾーニングし、多面的機能を発揮する森林は保育施業の適期実施を推進する。また、木材生産を進める森林は、本市の森林資源を有効利用する観点から、森林経営計画の作成を支援し、近隣の大型製材工場や地域の製材工場をはじめとする地域材消費者への丸太の安定供給を図る。適正な森林作業道の設置による搬出間伐を主体とした計画的な森林施業の実施を促し、均衡のとれた健全な林分造成を目指すものとする。

また、鳥獣被害防除については、岡谷市鳥獣被害防止計画に基づく各種対策を総合的に推進する。

松くい虫被害防除については、引き続き松林の監視体制を強化するとともに、早期発見、早期駆除を第一に、被害の拡大防止に取り組み、諏訪地方松くい虫予防対策協議会と連携をとりながら、松林の現状や利活用の状況、所有者の意向などを踏まえた整備の検討や、地域住民への注意喚起を行うものとする。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

<p>[水源涵（かん）養機能]</p> <p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>
<p>[山地災害防止機能／土壌保全機能]</p> <p>下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
<p>[保健・レクリエーション機能]</p> <p>原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[木材生産機能]</p> <p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>

### (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

#### ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

#### イ 森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下の通り森林施業を推進する。

##### ① 水源涵（かん）養機能森林

適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採にあたっては伐期の延長を推進し、裸地面積を縮小及び分散化する。また、立地条件等に応じ天然力も活用した施業も推進する。さらにダム等の利水施設上部等においては保安林の指定やその適切な管理を推進する。

##### ② 山地災害防止機能／土壌保全機能森林

山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により「災害に強い森林づくり指針」に基づき適正な森林整備を進める。

##### ③ 保健・レクリエーション機能森林

立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹や針広混交林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

#### ④ 木材生産機能森林

木材の持続的、安定的かつ効率的な供給の観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を育成させるための適切な造林、保育及び間伐を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

#### ウ 森林整備の推進

以上の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

- ① 岡谷市全域について、水源の涵養及び市民の生活環境保全をめざし、間伐を中心とした森林整備を積極的に推進する。
- ② 湊・川岸東地区においては、木材の循環利用をめざし、間伐を中心に計画的かつ効率的に実施するため作業路網を整備するとともに森林組合・林業事業者等による間伐材の搬出を積極的に支援していく。
- ③ 高ボッチ山地区においては、景観の維持、造成を図り森林とのふれあいの場を提供するため環境保全を考慮した整備を推進することとする。
- ④ 横河川流域の森林は岡谷市の重要な水源林であり、特に適切な管理により保護する。また、鳥獣保護区においては獣害が目立つため、鳥獣害防止対策を図るとともに間伐施業の際は被害木を中心とした選木に心がける。
- ⑤ 横川山、新倉地区においては、マツタケ発生環境整備を積極的に推進し、長期的な安定生産を図る。松くい虫被害防除については、松林の監視体制の強化を行い、諏訪地方松くい虫予防対策協議会と連携し整備の検討、地域住民への注意喚起を行う。
- ⑥ 湊、川岸、長地地区の里山林においては、手入の遅れが目立っており、森林所有者を始め、住民の協力、団地化等による里山林整備を積極的に推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林管理署、県、市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進する。また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって長期目標に立った諸施策を計画的に実行する。

## II 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定める。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

##### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとする。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとする。

##### 【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法である。（ただし、複層林施業を推進すべき森林においては、材積に係る伐採率を70%以下とする。） また、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としており、更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。

択 伐	<p>主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合は 40%以下）であるものとする。</p>
-----	---

**【主伐の留意事項】**

区 分	留 意 事 項
共 通 事 項	<p>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。</p> <p>② 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</p> <p>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</p> <p>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。</p> <p>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</p> <p>⑥ 森林計画に基づいて施業を行う場合には、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</p>
皆 伐	<p>① 原則として、傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しい所は避け、確実に更新が図られる所で行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の面積は、20ha を超えないものとする。</p> <p>また、長野県主伐・再造林ガイドライン（令和 5 年 3 月長野県林務部）に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね 5 h a までを推奨する。なお、出来るだけ小面積とするよう計画する。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上の保存帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から、20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。</p> <p style="padding-left: 2em;">河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p>

択伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>
----	---

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

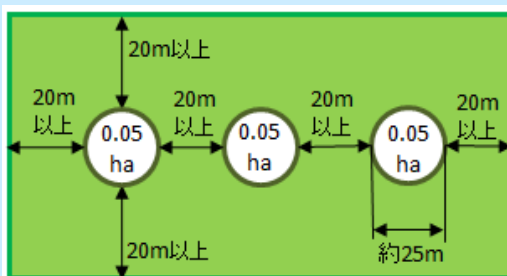
エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

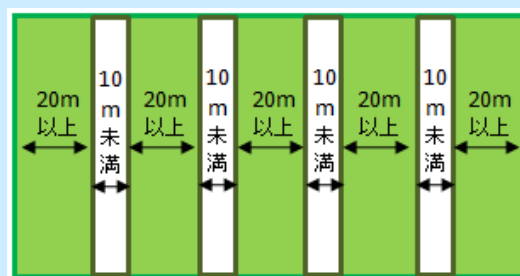
また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

【択伐施業の具体的な例(森林経営計画の基準の例)】

○択伐(群状伐採)の例



○択伐(帯状伐採)の例

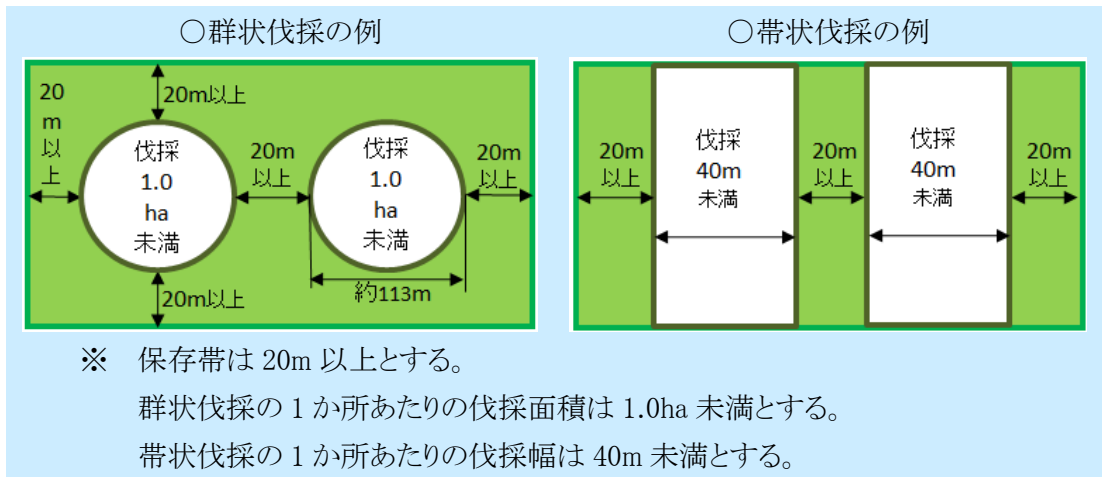


※ 保存帯は20m以上とする。

群状伐採の1か所あたりの伐採面積は0.05ha以下とする。

帯状伐採の1か所あたりの伐採幅は10m未満とする。

【択伐以外の方法による複層林施業の具体的な例(森林経営計画の基準の例)】



### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

#### 【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	岡谷市
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査に当たり必要がある場合は、長野県諏訪地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととする。)

## 第2 造林に関する事項

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定める。

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林による更新を図ることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努める。

### 1 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとする。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

#### (1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	(サワラ、モミ、トウヒなど)
	広葉樹	(ナラなど)

#### (2) 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行う。

植栽本数は、下表植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討する。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）※の導入に努める。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬などにも活用して、軽労化を図ると共に、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め（積雪地での翌年植栽を含む）植栽適期が広いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図る。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定するものとする。

ただし立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や当市の林務担当部局と相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとする。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数（本）目安					
疎仕立て （低密度植栽※）	1,500	-	-	1,500	-	-
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	-
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注）保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を植栽することとする。

※低密度植栽とは、植栽本数を従来より減らして植える方法で、従来 3000 本/ha 程度の密度で植栽していたものを、1/2～2/3 の密度で植栽し、間伐の回数を減らして主伐に至る施業。

## イ 人工造林の標準的な方法

### a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。また伐採・搬出に用いる林業機械を地拵え作業でも活用し、作業の効率化に努める。

### B 植付けの方法

気象、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること。

### C 野生鳥獣による被害防止の方法

近年ニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。

### d 人工造林の省力・低コスト化

地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めることとする。組み合わせるにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業者の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択することとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

## 2 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 対象樹種

### 【天然下種更新樹種一覧表】

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
オオバヤシャブシ(カバノキ科)	アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)
クマシデ(カバノキ科)	イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)
ブナ(ブナ科)	イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	アベマキ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)
カシワ(ブナ科)	クリ(ブナ科)	エゾエノキ(ニレ科)
ケヤキ(ニレ科)	フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)
ヒロハカツラ(カツラ科)	タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)
ホオノキ(モクレン科)	ヤマザクラ(バラ科)	カスミザクラ(バラ科)
オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)	ウワミズザクラ(バラ科)
イヌザクラ(バラ科)	ズミ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)
ナナカマド(バラ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)
ナツツバキ(ツバキ科)	ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)
オオバアサガラ(エゴノキ科)	コバノトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)
カラマツ(マツ科)	キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)
モミ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)
コメツガ(マツ科)	スギ(スギ科)	コウヤマキ(コウヤマキ科)

ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)	アスナロ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	ネズミサシ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考とした。)

### 【ぼう芽更新樹種一覧表】

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考とした。)

## (2) 方法

### ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方法	内容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
	芽かき	ぼう芽更新による場合に、余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行う。(必要な場合は、長野県諏訪地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。)

##### ① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定する。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とする。

##### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定する。1調査区の大きさは2(幅)m×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置する。

##### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とする。

##### c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管する。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理する。)

なお、調査記録は、永年保存とする。

##### ② 更新の判定基準

区 分	内 容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表3-10を参考に判断する。

更新を判定する時期	<p>伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。</p> <p>判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。</p>
-----------	--

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とする。

**3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林**

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面積(ha)	備 考
該当なし		

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

##### (1) 造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

第2 造林 - 1 人工造林 - (1) 対象樹種 によるものとする。

###### イ 天然更新の場合

第2 造林 - 2 天然更新 - (1) 対象樹種 によるものとする。

##### (2) 生育し得る立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとする。

### 第3 間伐及び保育

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)		-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-

※ ( ) 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったよう

になり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものである。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとする。

本市の人工林率は県平均を上回っており、50年生から65年生の人工林の林分が多くを占めている。今後、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとする。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

### イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬 ～ 7月上旬  (2回目) 7月下旬 ～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月 ～ 5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。

					⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月 ～ 7月 (9月 ～ 3月)	11年生 ～ 25年生	1回 ～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬 ～ 7月上旬	11年生 ～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

### 3 その他

#### (1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとする。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行う。

#### (2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

## 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定する。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定する。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源涵（かん）養機能維持増進森林

##### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定める。

##### イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定める。

区 域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
機能維持増進森林 水源涵（かん）養	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

#### (2) 山地災害防止/土壌保全、保健文化機能維持増進森林

##### ア 区域の設定

次の①及び②に掲げる森林の区域を別表1に定める。

##### ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

##### ② 保健文化機能維持増進森林

##### イ 森林施業の方法

アの①及び②に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定める。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行う。

アの①及び②に掲げる森林の森林施業別の区域を、別表1に定める。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

当該森林の区域を別表2に定める。

また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

#### 【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する次の①～⑤の全てに該当する森林

- ① 人工林が過半
- ② 地位3以上の森林が過半
- ③ 平均傾斜が30度以下
- ④ 道から小班の距離が200m以内
- ⑤ 制限林は除外

※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

### (2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。

施業種		施業の方法
植栽		主伐の実施後人工造林においては2年、天然更新においては5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新（ぼう芽更新を除く。）とする場合は、伐採率70%以下の伐採とする。

	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。
--	--------	---

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵(かん)養機能維持増進森林 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	14、15-は~ほ、17-ろ~り、18-ほ、19-い~は、24-は・に・へ、25-ろ~ぬ、26-に・と、27-い、33-い~は、34-へ・と、35-い~ち、36-い・ろ・に~へ、37-い~ほ、38-い~は、39-い~は、40-い~は、44-い、48-い~り、79-は、80-い~へ、81-い・ろ、82-ほ、83-ほ	1409.2
山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	6-い~へ、7-い~ち・る、8-い~へ、9-い~ぬ、10-い~ほ、11-い~る、12-い~へ、13-い~り、15-い・ろ、16-い~は、17-い、18-い、20-い~に、21-い~は、22-い~は、23-い~は、24-い・ろ・ほ、25-い、26-い~は・ほ・へ、27-ろ、28-い、29-い~に、30-い・ろ、31-い~ほ、32-い~に、33-に、34-い~ほ・ち・り、36-は、38-に、40-に~り、41-い~へ、42-い~へ、43-い~に、44-ろ~ほ、45-い~ほ、46-い~は、47-い~ほ、49-い~ぬ、50-い~り、51-い、52-い~は、53-い・ろ、54-い、55-い~ほ、56-い~に、57-い~に、58-い~は、59-い~ほ、60-い~に、61-い~に、62-い~は、63-い~と、64-い~は、65-い~は、66-い、67-い	3748.72

		～に、68-い・ろ、69-い～ち、 70-い～ち、71-い～り、72- い～と、73-い～ぬ、74-い ～り、75-い～へ、76-い～り、 77-い～に、78-い～ほ、79- い・ろ・に・ほ、81-は・に、 82-い～に・へ～ち、83-い～ に・へ～る、84-い～る、85- い～へ、86-い～ほ、87-い～ へ、88-い・ろ	
進 森 林	維 持 増	化 機 能	保 健 文
	複層林施業を推 進すべき森林	7-り～か、10-へ～り、13- と、18-ろ～に、26-ほ・へ	200.37

※当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表2】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林	水源涵(かん)養機能維持増進森林\山地災害防止\土壤保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	14、15-は~ほ、17-ろ~り、18-ほ、19-い~は、24-は・に・へ、25-ろ~ぬ、26-に・と、27-い、33-い~は、34-へ・と、35-い~ち、36-い・ろ・に~へ、37-い~ほ、38-い~は、39-い~は、40-い~は、44-い、48-い~り、79-は、80-い~へ、81-い・ろ、82-ほ、83-ほ	1409.2
	山地災害防止\土壤保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	6-い~へ、7-い~ち、8-い~へ、9-い~ぬ、10-い~ほ、11-い~る、12-い~へ、13-い~へ・ち・り、15-い・ろ、16-い~は、17-い、18-い、20-い~に、21-い~は、22-い~は、23-い~は、24-い・ろ・ほ、25-い、26-い~は、27-ろ、28-い、29-い~に、30-い・ろ、31-い~ほ、32-い~に、33-に、34-い~ほ・ち・り、36-は、38-に、40-に~り、41-い~へ、42-い~へ、43-い~に	

			44-ろ～ほ、45-い～ほ、46-い～は、47-い～ほ、49-い～ぬ、50-い～り、51-い、52-い～は、53-い・ろ、54-い、55-い～ほ、56-い～に、57-い～に、58-い～は、59-い～ほ、60-い～に、61-い～に、62-い～は、63-い～と、64-い～は、65-い～は、66-い、67-い～に、68-い・ろ、69-い～ち、70-い～ち、71-い～り、72-い～と、73-い～ぬ、74-い～り、75-い～へ、76-い～り、77-い～に、78-い～ほ、79-い・ろ・に・ほ、81-は・に、82-い～に・へ～ち、83-い～に・へ～る、84-い～る、85-い～へ、86-い～ほ、87-い～へ、88-い・ろ	3680.62
	なし	Ⅱ－第4－2－(2) 森林施業の方法に記載	1-い～ほ、2-い・ろ、3-い～に、4-い～ほ、5-い～は、	384.07
	特に効率的な施業が可能な森林	皆伐 ※人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を行うこと。	1-い～ほ、2-い・ろ、3-い～に、4-い～ほ、5-い～は  ※区分「木材生産機能維持増進森林」、公益的機能との重複「なし」と同様の区域。	384.07

※当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

### 3 その他

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、本市では、森林林業関係のNPO法人団体はない。今後、NPO法人が発足した場合は、施業実施協定の締結を進めていく。

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進する。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進する。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行う。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図る。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋を行い、森林経営計画の作成を促進する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとする。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

次のことに留意することとする。

- ① 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- ② 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進する。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかける。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかける。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかける。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図る。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

#### 【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画する。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進する。

### 3 作業路網の整備

#### (1) 基幹路網

##### ア 基幹路網の開設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

##### イ 基幹路網の整備計画

対図番号 ⑥路網整備等推進区域図 (単位 延長：km 面積：ha)

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数(m)	利用区域面積(ha)	うち前半5年分	路線番号
開設(新設)	自動車道	林道	岡谷市湊	岡谷辰野線	7,000	1,160		

拡張改良 (局部改良、 法面保全)	自動車道	林道	岡谷市 6052-3	横町山	130[7]	1,189	○	①
拡張改良 (局部改良)	自動車道	林道	岡谷市 4476	高尾山	300[4]	160		②
拡張改良 (局部改良(橋)、 法面保全)	自動車道	林道	岡谷市 10016-ハ	塩嶺高ボッチ 山	400[5]	410		③
拡張改良 (局部改良(橋)、 法面保全)	自動車道	林道	岡谷市 長地	下ッ子	600[6]	80	○	④
拡張改良 (局部改良)	自動車道	林道	岡谷市 湊	花岡山	50[1]	33		⑤
拡張改良 (局部改良(橋)、 法面保全)	自動車道	林道	諏訪郡 下諏訪町	赤沢山	300[3]	270		⑥
拡張改良 (法面保全)	自動車道	林道	岡谷市 湊	梨平氷無	500[4]	36		⑦
拡張改良 (舗装)	自動車道	林道	岡谷市 6052-3	横町山	300	1,189		①
拡張改良 (舗装)	自動車道	林道	岡谷市 6332	常現寺	630	490	○	⑧
拡張改良 (舗装)	自動車道	林道	岡谷市 10016-ハ	塩嶺高ボッチ 山	300	410		③
拡張改良 (舗装)	自動車道	林道	岡谷市 10011-2	志平	170	67		⑨
拡張改良 (舗装)	自動車道	林道	岡谷市 湊	花岡山	940	33		⑤
拡張改良 (舗装)	自動車道	林道	岡谷市 4476	高尾山	3,400	160		②

#### ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

#### (2) 細部路網

##### ア 細部路網の開設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備考
森林作業道作設指針	平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成23年8月1日23森推第325号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

#### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設に当たっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進する。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援する。

また、林業が水源涵（かん）養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努める。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

諏訪地域では高性能林業機械の導入が進んでおり、機械の稼働率が上がるよう作業システム等について林業事業体と検討する。

#### 【諏訪地域の主な作業システム】

作業の種類	現 状（参考）	将 来
伐倒	チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ
造材	チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ	チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ
集材	スイングヤーダ、（グラップル等による直取り）	スイングヤーダ、（グラップル等による直取り）
小運搬	フォワーダ	フォワーダ

#### 【林業機械保有状況】※1

機械名称	保有数（台）	機械名称	保有数（台）
集材機	3	フェラーバンチャ	0
モノケーブル	0	スキッド	0
リモコンウインチ	1	プロセッサ	4
自走式搬器	1	グラップルソー	2
運材車	5	ハーベスタ	7
ホイールトラクタ	1	フォワーダ	8
動力枝打機	0	タワーヤーダ	0
トラック	11	スイングヤーダ	5
グラップルクレーン	27		

※1 諏訪地域6市町村に所在する林業事業体（13社）の機械保有状況（H29.3.31現在）

### III 森林の保護

#### 第1 鳥獣害の防止

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

当市では、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、ニホンジカによる被害がみられるが、生息密度が低く、被害の拡大がみられないため、鳥獣害の防止区域は特に被害が多くみられる箇所限定し定める。

###### 【鳥獣害防止区域】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)	対図番号
ニホンジカ	26 林班	188.14	⑦
ニホンジカ	29 林班	73.91	
ニホンジカ	30 林班	49.44	
ニホンジカ	31 林班	64.77	
ニホンジカ	32 林班	44.56	

###### (2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカの被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置及び忌避剤塗布、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行う。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

松くい虫被害防除については、引き続き、松林の監視体制を強化するとともに、早期発見・早期駆除を第一に被害の拡大防止に取り組み、諏訪地方松くい虫予防対策協議会と連携をとりながら、松林の現状や利活用の状況、所有者の意向などを踏まえた整備の検討や地域住民への注意喚起を行うものとする。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第1に掲げる事項に準じて第二種特定鳥獣管理計画に基づく各種対策を総合的に実施する。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事予防対策として、山火事予防の啓発活動により地域住民へ呼び掛けをするなど、県と連携しながら注意喚起を進める。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの許可を受けようとする者は、森林法及び岡谷市火入れに関する条例等に基づき手続きを行う。

- (1) 火入れ者は、火入れの際に火入れ許可証を携帯するようにする。
- (2) 火入れ許可の期間中であっても、強風注意報や乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、火入れをおこなってはならない。
- (3) 森林法21条、22条の条項及び、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、消防法等の関係規定に違反しないようにする。
- (4) 許可後において、気象等などの状況に変化があった場合には火入れの中止の指示をする場合がある。

### 5 その他必要な事項

特になし

#### IV 森林の保健機能の増進

##### 1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について次に示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					
位置	林小班	合計	人工林	天然林	未立木地	竹林	その他
横川山	7り～か、 10へ～り、 13と、 18ろ～に、 26ほ・へ	200.37	32.39	83.96	79.42	0	4.6

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分		施業の方法	
		複層林施業	
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。	
間伐		単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 $Ry$ が $0.75$ 以下となるよう間伐する。	
伐採	林齢	標準伐期齢以上	
	方法	伐採率70%以下の伐採	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	
		伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。	

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

###### (1) 整備することが望ましい森林保健施設

施設の整備
林間広場、遊歩道及びこれらに類する既存施設の管理

###### (2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高
スギ	18m
カラマツ	18m
その他	14m

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとする。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
該当無し		

### 2 森林整備を通じた地域振興

特用林産物のうち、マツタケについては、マツタケ林の老齢化により年々収穫量が減少傾向にあるが、下刈りや不良木の除去等といった森林整備を行い、マツタケ山の再生を図るとともに地域の活性化につながる特用林産の振興を推進する。

### 3 森林の総合利用の推進

高ボッチ・塩嶺地区の森林については、国定公園内にあり森林とのふれあいの場や教育施設の場等があり、景観等の維持の向上を図るとともに自然散策の拠点となるよう、景観に配慮した整備を進める。

また、鳥居平やまびこ公園一帯は、森林の景観を活かしたレクリエーション施設が整備されており、市民の憩いの場となっている。

このため、恵まれた自然環境の中で、自然とのふれあいが出来る森林づくりの推進を図っていく。

### 4 住民参加による森林の整備

里山の森林整備事業を中心とした団体があり、地域住民や小中学生等を対象とした森林づくりの体験の場を計画し、枝打ち・除間伐等を行い住民等の協力のもと里山の森林整備を推進していく。

### 5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

## 6 その他必要な事項

### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努める。

### (2) 市有林の整備

本市は、人工林を中心とする森林を所有しており、林業事業体へ間伐等を委託している。

また、伐期齢に到達している成熟した森林については、更新伐を行っていく。

### (3) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

周知の埋蔵文化財包蔵地について、当該地で森林施業等を実施する場合には、岡谷市教育委員会と調整の上、関係法令に基づき適正に実施されるよう留意する。

## 【計画策定の経過】

### 1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和5年1月 令和6年1月 令和7年1月 令和8年1月	文書及び聞き取り等	(株)飯森林業、(有)山栄建設、 (有)中央緑化、諏訪森林組合、諏訪地域振興局林務課 AG、岡谷市 地域林政アドバイザー
令和5年2月 令和6年2月 令和7年2月 令和8年2月	岡谷市森林・林業事業説明会 (書面開催)	各区、生産森林組合の林野関係者 35名

### 2 公告・縦覧期間

- (当初) 令和5年2月1日～令和5年3月2日  
 (第1回変更) 令和6年1月31日～令和6年2月29日  
 (第2回変更) 令和7年2月3日～令和7年2月28日  
 (第3回変更) 令和8年2月3日～令和8年2月28日

### 3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
農林水産課 農林土木担当	主査	柳平 ゆき	当初 第1回変更 第2回変更 第3回変更

### 4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏名	備考
諏訪地域振興局	林務課 普及林産係	担当係長	伊藤 武	第2回変更
諏訪地域振興局	林務課 普及林産係	担当係長	河野恵里	第3回変更

### 5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
岡谷市ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	

## 【付属資料】

以下の図面を付属資料とします。

- ① 土地利用図
- ② 森林資源状況図
- ③ 保安林他法令図
- ④ 公益的機能別施業森林図（ゾーニング図）
- ⑤ 施業種図
- ⑥ 路網整備等推進区域図
- ⑦ 鳥獣害防止森林区域

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口形態

		0～14歳		15～29歳		30～44歳		45～64歳		65歳以上		年齢不詳		総計	
		実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比
平成22年	男	3,729	14.55%	3,285	12.82%	5,538	21.61%	6,602	25.76%	6,429	25.09%	42	0.16%	25,625	100%
	女	3,531	12.97%	3,117	11.45%	5,138	18.88%	6,858	25.20%	8,546	31.40%	26	0.10%	27,216	100%
	計	7,260	13.74%	6,402	12.12%	10,676	20.20%	13,460	25.47%	14,975	28.34%	68	0.13%	52,841	100%
平成27年	男	3,221	13.24%	3,077	12.65%	4,709	19.35%	6,154	25.29%	6,993	28.74%	176	0.72%	24,330	100%
	女	3,106	12.04%	2,857	11.07%	4,458	17.28%	6,076	23.55%	9,188	35.62%	113	0.44%	25,798	100%
	計	6,327	12.62%	5,934	11.84%	9,167	18.29%	12,230	24.40%	16,181	32.28%	289	0.58%	50,128	100%
令和2年	男	2,767	11.92%	2,981	12.84%	3,767	16.23%	6,468	27.86%	7,109	30.63%	121	0.52%	23,213	100%
	女	2,685	10.92%	2,670	10.86%	3,591	14.61%	6,132	24.95%	9,413	38.30%	86	0.35%	24,577	100%
	計	5,452	11.41%	5,651	11.82%	7,358	15.40%	12,600	26.37%	16,522	34.57%	207	0.43%	47,790	100%

(出典: H22、H27、R2国勢調査より)

#### (2) 産業部門別就業者数等

	第1次産業								第2次産業		第3次産業		分類不能		総数			
	農業		林業		漁業		小計		実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比
	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比										
平成22年	426	1.69%	26	0.10%	8	0.03%	460	1.83%	10,686	42.45%	13,776	54.73%	251	1.00%	25,173	100%		
平成27年	337	1.40%	31	0.13%	5	0.02%	373	1.55%	9,935	41.41%	13,449	56.06%	235	0.98%	23,992	100%		
令和2年	307	1.30%	33	0.14%	4	0.02%	344	1.46%	9,673	41.05%	13,404	56.89%	142	0.60%	23,563	100%		

(出典: H22、H27、R2国勢調査より)

### 2 森林資源の現状等

#### (1) 在(市町村)・不在(市町村)者別市有林面積

	在(市町村)者面積		不在(市町村)者面積						不明	
			県内		県外		小計			
	実数(ha)	構成比	実数(ha)	構成比	実数(ha)	構成比	実数(ha)	構成比	実数(ha)	構成比
令和4年10月	4,175.48	73.59%	1,348.34	23.76% ( 95.62% )	61.78	1.09% ( 4.38% )	1,410.12	24.85% ( 100% )	88.16	1.55%

(2) 保有山林面積規模別森林所有者数

	森林面積規模																		総計	
	1ha未満		1ha以上 5ha未満		5ha以上 10ha未満		10ha以上 20ha未満		20ha以上 30ha未満		30ha以上 50ha未満		50ha以上 100ha未満		100ha以上 500ha未満		500ha以上			
	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比	所有者数 (人)	構成比
平成29年10月	2,430	88.24%	270	9.80%	15	0.54%	11	0.40%	2	0.07%	7	0.25%	9	0.33%	8	0.29%	2	0.07%	2,754	100%
令和4年10月	2,377	88.13%	265	9.83%	14	0.52%	12	0.44%	3	0.11%	7	0.26%	9	0.33%	8	0.30%	2	0.07%	2,697	100%

(出典: 森林簿よりR4年度時点)

(3) 保有山林面積規模林家数

面積規模	林家数				
~2ha	1	10~20ha	1	50~100ha	4
3~5ha	1	20~30ha	0	100ha以上	8
5~10ha	0	30~50ha	2	総数	17

(出典: 2022農林業サンセスより)

3 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

経営管理実施権設定の有無	無し
--------------	----